

令和 6 年 天草市農業委員会第 6 回総会議事録

令和 6 年 6 月 25 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	本 田 実 君	2 番	山 下 和 弘 君
3 番	金 棒 康 二 君	4 番	淀 川 洋 一 君
5 番	猪 原 真 滋 君	6 番	中 村 三 千 人 君
7 番	野 中 幸 廣 君	8 番	平 岡 敬 則 君
9 番	川 口 明 君	11 番	黒 川 紀 世 子 君
12 番	端 田 睦 子 君	13 番	山 並 彰 一 郎 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

10 番	富 崎 ま す み 君
------	-------------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	上 原 和 之	局長補佐	松 本 馨
参 事	内 田 富 隆	書 記	宮 川 楓 大
書 記	池 上 翔		

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 39 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 41 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 42 号 農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第 7	議第 43 号 非農地証明書交付申請について
日程第 8	報告事項について

閉 会

開 会 14 時 00 分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和 6 年天草市農業委員会第 6 回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。梅雨の時期に入り雨が降る日が続いております。今年は雨量が多い年でございますので、営農や農業委員会活動に支障が出るかもしれませんが、頑張ってくださいと思います。また、6 月 21 日の農業新聞に食料・農業・農村基本法の関連 3 法が成立したとの記事がありました。これらが法制化されたことにより、農業委員会の方針等も決まってくると思いますので、農業新聞を購読されている委員の皆さんにおかれましては、目を通しておいていただきたいと思います。また、農地利用最適化推進委員の皆さんが農地の利用状況調査に取り組んでおられます。農業委員の皆さんには、農地利用最適化推進委員が分からないところを事務局と連携してサポートしていただければと思います。それと目標地図の作成に関しては、大方予定どおり進んでおりますが、聞き取りの業務がこれから増えてきますので、農業委員が中心となって進めていただきたいと思います。本日は、3 条 5 件、4 条 3 件、5 条 3 件、利用権設定 13 件、非農地 3 件の合計 27 件です。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○事務局（上原和之君） 本日は、10 番の富崎委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、8 番平岡委員、11 番黒川委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 38 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。亀場町の譲受人は、志柿町の譲渡人より、亀場町の田 123 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。また、本日は富崎委員が欠席のため、富崎委員の意見を代読させていただきます。先日、井上推進委員と一緒に現地確認を行いました。住宅の横の農地で、畑として利用されるので特に

問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。上天草市の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑856㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。6月19日に現地確認を行いました。譲受人の住まいは上天草市ですが、申請地付近に譲受人が管理している土地をお持ちでございますので、特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。福岡市の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の畑1,099㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹と譲受人が営んでいる畜産業で使用する飼料作物を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。6月20日に柳推進委員と現地確認を行いました。事

務局の説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 4番について説明します。亀場町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田2,155㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。6月15日に松本推進委員と現地確認を行いました。譲受人は申請地のすぐそばで畜産を営んでおられます。譲受人は5月に家族協定も結んでおられますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。五和町の譲受人は、千葉県の譲渡人より、五和町の田427㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には飼料稲を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に、申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。6 月 21 日に田口推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は遠方に住んでおられまして、長年譲受人が管理、耕作されています。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 39 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は亀場町の個人で、有明町の畑 1,026 m²に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道有明倉岳線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、ヒノキ 250 本を既に植林しています。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。6 月 19 日に光崎推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、農地として維持管理するには厳しい場所だなと思って見て来ました。始末書も出ておりますので、問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。この案件は令和 5 年 10 月に農用地区域

からの除外申請があり、令和5年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和6年4月に除外されたものです。転用者は行政で、倉岳町の田5,771㎡をガイダンスセンター及び市役所支所に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、土地収用法に該当する公益性が高いと認められる事業であるため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、史跡棚底城跡の価値や歴史を紹介し、交流を深める拠点としてのガイダンス施設を整備したいため。また、現在老朽化しており、移転を予定している市役所支所を併設することで、市民の利便性向上と支所機能の充実を図るため、棚底城跡ガイダンス施設及び市役所支所1棟、駐車場83台、多目的広場として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。また、この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、許可相当の判断をいただいた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○13番（山並彰一郎君） 13番山並です。6月22日に現地確認を行いました。一つ気になったのが、申請地の下の川を通過して農業用水が流れているのですが工事期間中は水を使わないように、事前に農業者に説明があっております。工期がまだ確定していないので、地元の農業者と調整を図っている段階ですが、転用する上では特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。以上です。

○事務局（上原和之君） 山並委員から承った意見につきましては、所管が文化課になりますので、文化課にお伝えしたいと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について、事務局から説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。転用者は千葉市の個人で、五和町の田982㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄

色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、杉 100 本を既に植林しています。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。6 月 24 日に小松山推進委員と現地確認を行いました。

事務局の説明どおりで、申請者が遠方に居住しており管理ができないということでした。日当たりが悪く、農地としての活用が難しい場所でしたので仕方がないことかなと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 40 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、下浦町の畑 700 ㎡を贈与により取得し、農業用倉庫へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、ミカンの選別作業や貯蔵を行うための農業用倉庫が老朽化し、建て替えが必要であったため、農業用倉庫 1 棟、駐車場 3 台として利用する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。6 月 20 日に黒川推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は志柿町の個人で、亀場町の田674㎡を贈与により取得し、共同住宅及び戸建貸家へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅及び戸建貸家としての需要が見込まれるため、共同住宅1棟、戸建貸家1棟、駐車場21台、通路として整備し、利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。また、今日は富崎委員が欠席のため、富崎委員の意見を代読させていただきます。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。周囲は住宅地になっていますので、貸家として利用されるのは仕方がないことだと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。転用者は京都市の法人で、有明町の田1,967㎡に地上権を設定し、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。こちらは全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の動画になります。

土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置して自社消費用の電力を得たいため、太陽光発電施設として整備し、利用する計画です。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。6 月 23 日に山田推進委員と現地確認を行いました。太陽光発電施設へ転用するとのことですが、申請地付近はほとんど耕作されておらず、担い手も少なくなっています。貸渡人も〇〇町から〇〇町に移り住んでおり、農地として管理することができないとのことでしたので、特に問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 41 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 5 ページから 9 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 7 件、再設定が 3 件、合計 10 件で、筆数 19 筆、総面積が 39,039 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 8 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 42 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の 10 ページをご覧ください。更新の計画が 1 件、再配分の計画が 2 件、利用権移転の計画が 0 件、合計 3 件で、筆数 4 筆、総面積が 2,858 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 9 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 43 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 1 件、新和地域が 1 件、五和地域が 1 件の計 3 件です。筆数は全体 4 筆、面積は 3,696 m²となっております。資料③の 10 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 11 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番と 2 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真です。次が 3 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 4 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1 番から 2 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 3 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 12 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は 1 件。田を畑として利用したいというものでした。第 4 条、第 5 条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 6 年天草市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

閉 会 14 時 40 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

木田美

署名委員

平岡敬則

署名委員

黒川紀世子